

資料1

基本構想骨子(案)について



第1章 はじめに

1 基本策定の趣旨

- 全国植樹祭の開催が意義深いものとなるよう、開催理念、開催内容などの基本的事項を定めるもの。

2 全国植樹祭とは

- 国土緑化運動の中心的な行事として、天皇皇后両陛下のご臨席の下、全国各地からの参加者を得て開催。

3 福島県での開催状況

- 昭和45年5月19日に猪苗代町天鏡台(現:昭和の森)を会場に開催された。
- 天皇皇后両陛下のお手植えに続いて、県内外から2万2千人の参加者がアカマツの苗を植栽。
- 「後継者の森」造成がテーマ。

第2章 開催方針

1 開催理念

- 県民の森林(もり)づくり活動を推進します。
- 本県の復興・発展を加速する原動力とします。
- 海岸防災林の復旧・再生や放射性物質の影響を受けた森林の再生などを念頭におきます。
- 県内外の多くの方が参加できるようにします。
- 国内外からの支援に対する感謝と復興に向かって強く歩み続ける県民の姿を広く発信します。

森林(もり)づくりの中での位置付け

- ・ 震災・原子力災害により森林環境は大きく変化
- ・ 海岸防災林の復旧や放射性物質からの森林再生が急務
- ・ これらの復旧・再生には、行政だけでなく県民やNPO、企業と一体となった取組が必要

平成30年
全国植樹祭
(シンボリックなイベント)

県民運動の浸透・拡大

震災・原子力災害

①意識の醸成に資する情報発信

もり
②森林づくり活動の活性化

参加する方々の
拡大と多様化を図る

豊かな
森林を
次世代へ
継承

- ・ 森林に対する
県民意識の変化
- ・ 放射線に対する
意識の差や情報不足
- ・ 森林づくり活動の停滞

森林と県民との関わりが
薄れてしまう危機

【森林づくり活動推進事業】
県民参画による
もり
森林づくり

連携・情報交換

【公共事業等】
行政主導による
森林の復旧・再生

さらなる浸透・拡大

【森林環境情報発信事業】
森林環境の現状や
取組内容を発信

県民意識の反映

ふくしまの森林が県民と共に再生していく姿を全国に発信

2 テーマ

- 復興に向けて県民が力強く歩み続ける姿と国内外からの支援への感謝の気持ちを発信できるテーマを公募により選定します。

3 シンボルマーク

- 全国植樹祭の開催気運を盛り上げるため「シンボルマーク」について公募により選定します。

4 開催会場

- 開催会場は被災した森林の再生のシンボルとなり、森林(もり)づくりへの県民参加を積極的に展開できる場所とします。
- 式典会場のほかにサテライト会場を設け県内外の多くの方が参加できるようにします。

5 開催規模

- 多くの県民が参加し、復興に向け力強く歩み続ける県民の姿を発信できる規模で、式典参加者11,000人程度(関連行事参加者を含め25,000人程)とします。

6 開催時期

- 平成30年春季

7 企業協賛等

- 開催の趣旨に賛同する企業等から協賛を仰いで、開催内容の充実に努めるとともに、大会の気運を高めます。

第3章 式典行事

1 基本的な考え方

- 復興に向けて歩み続ける姿と感謝の気持ちをアピールするとともに、参加者が開催理念を共有し、心に残る内容とします。
- 子どもや高齢者、障がい者など多くの方が参加できるよう配慮します。

2 式典演出

- 式典構成は、プロローグ、式典、エピローグの3部構成とします。

3 式典運営

- 来場者の安全性、快適性に十分配慮し、ボランティアや緑の少年団等の協力を得ながら、「おもてなし」の心をもって行います。

第4章 植樹行事

1 基本的な考え方

- 植栽地の状況や本県の気候風土に適した樹種を選択します。
- 苗木のホームステイやスクールステイなど、苗木づくりの段階から多くの県民に参加していただきます。

2 お手植え・お手播き

- 天皇皇后両陛下に苗木のお手植えと種子のお手播きを賜ります。

3 記念植樹

- 県内外の参加者は、1人2本以上を植栽していただきます。なお、詳細については、「基本計画」の中で検討します。

第5章 会場整備等

1 基本的な考え方

- 会場の整備にあたっては、植樹祭の開催理念を考慮し、自然環境に負荷を与えないよう、また経費節減を図ることを基本に整備します。
- 会場に設置する構造物等には、県産材をできる限り使用します。
- 安全性や機能性を考慮するとともに、高齢者や障がい者に対しきめ細かく配慮します。

2 会場整備

- 会場レイアウトや構築物等については、開催理念等にふさわしいものとし、詳細は「基本計画」の中で検討します。
- 荒天により、式典会場での行事が困難となった場合は、近隣に確保できる屋内施設を使用し対応します。

3 交通・宿泊等

- 県外招待者は、県内の指定する施設に宿泊することを原則とします。
- 宿泊施設から会場への移動は、実行委員会が手配するバス等を利用します。
- 会場周辺及びアクセス道路沿線の安全を確保し、警備に万全を期します。
- 視察コースを設定し、復興に取り組む姿などを紹介します。

第6章 記念事業等

1 基本的な考え方

- 全国植樹祭の開催気運を高めるとともに、森林(もり)づくりや緑化活動に広く県民が参加できるように、記念事業等を実施します。

2 記念事業

- 開催前年のプレ植樹祭や地方植樹祭、緑化イベント等を開催します。

3 関連事業

- 関連事業については、市町村や関係団体との連携協力のもと、大会趣旨にふさわしい行事(全国林業後継者大会等)を行います。

4 広報活動

- 新聞、ラジオ、テレビ等の多様な媒体を活用した広報活動を実施します。
- ホームページを開設し各種イベントや森林(もり)づくり活動の情報を発信します。

第7章 運営方針等

1 基本的な考え方

- 全国から参加者をおもてなしの精神で迎えます。
- 運営には、市町村、県内各界の関係団体、林業関係団体、NPO法人、ボランティア団体等と協力・連携を図ります。

2 実施組織

(平成30年開催に向けて、実行委員会や実施本部の設置、運営組織等のあり方について記載します。)

3 開催準備スケジュール

(スケジュール表を掲載)